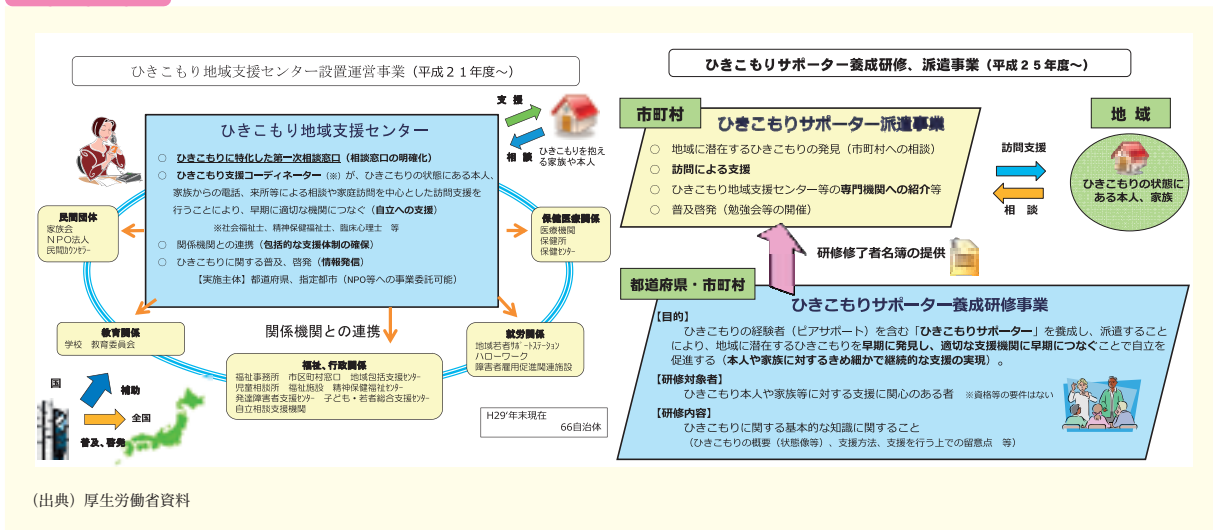


第3-10図 ひきこもり地域支援センターとひきこもりサポートセンター



(3) 不登校の子供・若者の支援 (文部科学省、法務省)

不登校への対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子供の悩みや不安を受け止めて相談に当たる相談体制の整備が重要である (第2章第2節2 (3)「学校における相談体制の充実」を参照)。

文部科学省は、平成28 (2016) 年12月に成立した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」(平28法105)を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を、平成29 (2017) 年3月に定めた。

不登校児童生徒への支援に係る施策として、平成29年度は学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究を実施し、平成30 (2018) 年度においても引き続き同調査研究を実施する。

そのほか、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充など、教育相談体制の充実を図っている。

法務省の人権擁護機関においては、いじめをはじめとする人権問題について悩みを抱えている子供に対して、「インターネット人権相談受付窓口 (子どもの人権SOS-eメール)」や「子どもの人権110番」を開設し、相談に応じている。

(4) 高等学校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援 (文部科学省、厚生労働省)

文部科学省は、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」<sup>3</sup>の中で、高校中退の状況を把握し、公表している (第3-7図、第3-8表参照)。

また、平成29 (2017) 年度より、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図るための事業を実施している。

厚生労働省は、平成29年度より、「若年無業者等アウトリーチ支援事業」として、高校等とサポステ等との連携により、高校中退者等のニーズに応じたアウトリーチ (訪問) 型等による切れ目ない就労支援を行っている。

3 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm)

## 2 障害等のある子供・若者の支援

### (1) 障害のある子供・若者の支援（文部科学省）

#### ア 特別支援教育の推進

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通常の学級における障害に応じた特別の指導（いわゆる「通級による指導」<sup>4</sup>）においては、特別の教育課程の下、個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成され、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備などを活用して、指導が行われている。

文部科学省等では、特別支援教育を推進するための以下のような取組を行っている<sup>5</sup>。

- ・切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、地方公共団体が、①特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備、②特別支援教育専門家等の配置、③特別支援教育の体制整備の推進をする場合に要する経費の一部補助
- ・小・中学校、高等学校等における発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援に当たって、①特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築の方法、②学習上のつまずきなどに対する教科指導の方向性の在り方、③通級による指導の担当教師等に対する研修体制の在り方や必要な指導方法、④学校における児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方、⑤学校と福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法に関する研究
- ・公立の幼稚園、小・中学校・高校に発達障害を含む障害のある子供をサポートする「特別支援教育支援員」を配置するための経費が地方財政措置されていることを踏まえた特別支援教育支援員の配置促進や、私立学校が障害に応じた教育を実施する上で必要とする設備を整備する経費の一部補助
- ・特別支援教育に関わる教師に対する専門的な研修や、保護者をはじめ様々な人々が特別支援教育に対する理解を深めるための取組
- ・文部科学省の委託事業で得られた実践事例を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「『合理的配慮』実践事例データベース」上で公表し、障害のある子供への「合理的配慮」の充実に役立つ情報の発信<sup>6</sup>

#### イ 障害のある子供たちへの就学支援

文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する子供の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済的負担能力に応じて就学奨励費を支給している。

#### ウ 障害のある子供と障害のない子供や地域の人々との交流及び共同学習

障害のある子供と、障害のない子供や地域の人々が活動を共にすることは、全ての子供の豊かな人間性や社会性を育成する上で意義があるだけでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機会となっている。

文部科学省は、こうした学習活動が一層推進されるよう、平成29（2017）年3月に公示した新しい学習指導要領においても障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設けるこ

4 小・中学校の通常の学級に在籍している比較的障害の軽い子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態。言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などのある子供が対象。平成28年12月に省令改正等を行い、平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化されることとなった。

5 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/main.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm)

6 <http://inclusive.nise.go.jp/>

とを規定するとともに、教育委員会が主体となり、学校において、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習の機会を設けることにより、障害者理解の一層の推進を図る取組等を行っている。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、平成29年7月に「心のバリアフリー学習推進会議」を開催し、平成30（2018）年2月に交流及び共同学習の一層の推進に向けた方策について提言を取りまとめた。提言を踏まえ、交流及び共同学習を通じた障害者理解を推進するなど更なる施策の充実を図るとともに、教育委員会や学校等に対して積極的な取組を促すこととしている。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所<sup>7</sup>は、都道府県で交流及び共同学習を推進する立場にある教職員を対象に「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」を開催し、交流・共同学習の理解促進と具体的な方策の普及を図っている。

## エ スポーツ活動

文部科学省においては、スポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、地域において一体的に障害者スポーツを推進するとともに、身近な場所でスポーツを実施できる環境を整備する取組を支援している。また、2020年東京大会のレガシーとして共生社会を実現するため、平成32（2020）年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催する「Specialプロジェクト2020」を推進するとともに、障害児を含めた障害者の日常的なスポーツ活動を推進するため、特別支援学校等を活用した障害者のスポーツ活動の拠点づくりを推進するための支援を実施している。

## (2) 発達障害のある子供・若者の支援

### ア 「発達障害者支援センター」<sup>8</sup>を核とした地域支援体制の強化（厚生労働省）

厚生労働省は、「発達障害者支援法」<sup>9</sup>（平16法167）に基づき、地域において医療、保健、福祉、教育及び労働といった分野の関係者と連携し、発達障害者やその家族に対する相談支援を推進している。また、共生社会の実現に向けた取組が進められている近年の状況に鑑み、発達障害児者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平28法64）が平成28（2016）年5月25日に成立した。本改正により、国及び地方公共団体がライフステージを通じた切れ目のない支援を実施することや、家族なども含めたきめ細やかな支援を推進し、発達障害児者及びその家族が身近な場所で支援を受けられる体制を構築することなどが定められた。

これらの改正内容等を踏まえ、

- ・平成30（2018）年度から、地域生活支援事業における「発達障害者支援体制整備事業」の一部を新たに「発達障害児者及び家族等支援事業」として独立させることとした。当該事業には、従来から実施しているペアレントメンター<sup>10</sup>の養成やペアレントトレーニング<sup>11</sup>等の実施に加え、発達障害児者の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を新たに盛り込んだ。
- ・都道府県等においては、平成28年度から、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受けること又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に対する対応力を向上させるための研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療及び対応が可能となるよう医療従事者の育成に取り組んでいる。

さらに、平成30年度からは「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を創設し、都道府

7 <http://www.nise.go.jp/cms/>

8 平成24年度までに、全ての都道府県・指定都市に設置されている。

9 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hattatsu/gaiyo.html>

10 発達障害者の子供を持つ親であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

11 発達障害児者の親が自分の子供の行動を理解したり、発達障害の特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。

県・指定都市において、発達障害に関する医療機関のネットワークを構築し、発達障害の診療・支援等を行う医師を養成するための実地研修等を実施することを支援している。

- ・「発達障害児者地域生活支援モデル事業」により、発達障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援などを整備し、地域生活支援の向上を図っている。
- ・国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、全国の発達障害者支援センターの中央拠点としての役割を担う「発達障害情報・支援センター」を設置し情報発信や支援手法の普及を図っている（第3-11図）。また、平成28年度から、専門家等と連携を図りつつ、自治体等に対して地域における支援体制構築に向けた指導、助言を行っている。さらに、発達障害者支援に関する職員を対象とした専門的な知識・技能の習得を目指した研修を実施している。

第3-11図 発達障害情報・支援センター



(出典) 発達障害情報・支援センターホームページ  
(<http://www.rehab.go.jp/ddis/>)

### イ 学校における支援体制の整備（文部科学省）

発達障害の可能性のある子供は通常の学級にも在籍しており、文部科学省は、発達障害を含む障害のある子供への学校における支援体制の整備を推進している（前項の「(1) 障害のある子供・若者の支援」を参照）。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、以下の取組を行っている。

- ・「発達障害教育推進センター」<sup>12</sup>において、学校の教職員や保護者等に対し、厚生労働省とも連携しながら、発達障害に関する正しい理解や支援に関する様々な教育情報、研修会等のイベント情報等をインターネットを通じて提供
- ・平成29（2017）年度は、全体テーマを「通級による指導に期待されること」とし、最新情報の提供や取組の紹介、実践事例の報告、研究協議等を内容とした「発達障害教育実践セミナー」を開催

### (3) 障害者に対する就労支援等（文部科学省、厚生労働省）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭35法123)は、民間企業などに対し、雇用する労働者の一定割合（障害者雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用することを義務づけている（障害者雇用率制度）。平成30（2018）年4月からは、精神障害者が障害者雇用率の算定基礎に加わり、民間企業の障害者雇用率は、従来の2.0%から2.2%に引き上げられた。

厚生労働省は、障害者雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施しているほか、以下の取組を行っている。

- ・ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、

12 [http://icedd\\_new.nise.go.jp/](http://icedd_new.nise.go.jp/)

就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」

- ・ 障害者本人やその保護者等の就労に対する不安や中小企業の障害者雇用に関する不安を解消するため、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、職場実習、就労支援セミナー、事業所見学会などの実施（福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業）
- ・ 「障害者総合支援法」に基づく、一般就労への移行を支援する「就労移行支援」、一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「就労継続支援」、一般就労に伴う生活面の課題に対応できるように関係機関との連絡調整等を行う「就労定着支援」
- ・ 精神障害や発達障害がある求職者に対する、障害特性に応じたきめ細かな就労支援
- ・ 発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている若者に対する、「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」における、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細かな個別相談や支援
- ・ 障害者職業能力開発校（全国18校）における、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害の特性に応じた職業訓練
- ・ 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関といった地域の多様な委託先における、就職に必要な知識・技能を習得するための委託訓練

文部科学省では、特別支援学校高等部や高等学校等において、労働等の関係機関と連携し、障害のある生徒の就労支援を行う就労支援コーディネーターの配置など、福祉や労働等の関係機関と連携しながらキャリア教育・就労支援を充実させるための研究に取り組んでいる。

#### (4) 障害者に対する文化芸術活動の支援（文部科学省、厚生労働省）

障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが文化芸術に親しみ、優れた才能を活かして活躍することのできる社会を築いていくことは重要である。文部科学省においては、全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供するとともに、子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保することを目的として、小学校・中学校等に障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露や車いすダンス体験等の機会等を提供している。また、障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施、助成対象として採択した映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイド制作への支援等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいる。

#### (5) 慢性疾患を抱える児童等や難病患者の支援（厚生労働省）

小児慢性特定疾病対策及び難病対策については、平成27（2015）年1月から「児童福祉法」（昭22法164）及び「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平26法50）に基づく医療費助成制度や児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が都道府県等において実施されている。

さらに、平成27年9月に「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」、同年10月に「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」が策定された。

厚生労働省では、これらの法律及び基本方針に基づき小児慢性特定疾病児童等や難病患者に対して、以下のような総合的な対策を推進していくこととしている。

- ・ 小児慢性特定疾病児童等及び難病患者の医療費の負担軽減を図るため都道府県等が実施する医療費助成について、その費用の2分の1を負担
- ・ 小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するため、児童福祉法に基づき都道府県等が実施する相談支援事業、相互交流支援事業などの小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について、その費用の2分の1を負担
- ・ 小児期から成人期への移行期の小児慢性特定疾病児童等が個々の疾病の状況に応じ適切な医療を受

け、さらに自身の疾病等の理解を深めるなどの自律（自立）支援を受けられるような移行期医療支援体制の構築を図るために必要なガイドの作成・周知を行うことで移行期医療を推進

- ・症例数が少なく研究が進みにくい疾病について、データを集約し、治療に役立てるための調査研究を推進
- ・専門医療機関とかかりつけ医の連携などによる、できる限り早期に正しい診断や治療が行われるために、医療提供体制を確保
- ・日常生活での不安を解消していくため、難病相談支援センターなどを通じた相談支援体制を充実
- ・ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、難病相談支援センターと連携した就労支援を推進

### 3 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

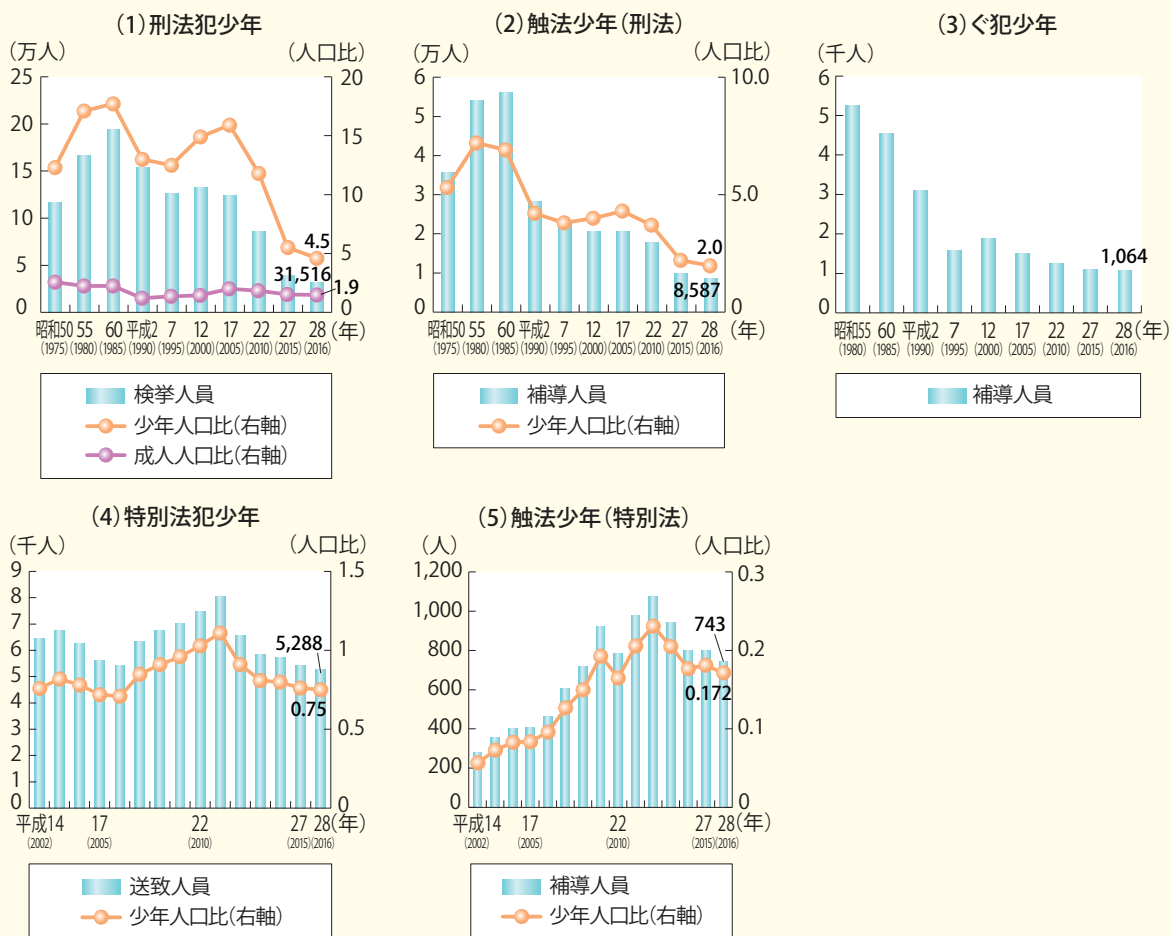
刑法犯少年の検挙人員、触法少年（刑法）の補導人員、ぐ犯少年の補導人員は、いずれも減少傾向にあり、また、軽犯罪法違反といった特別法犯少年の送致人員、触法少年（特別法）の補導人員も減少している。刑法犯少年の検挙人員について、少年の人口比においても減少しているが、刑法犯について成人の人口比と比較すると、依然として高い状態にある（第3-12図）。

年齢別にみると、触法少年（刑法）では、13歳が最も多いものの、12歳以下の占める割合が上昇傾向にあり、罪種別にみると、刑法犯少年、触法少年（刑法）ともに、窃盗が半数以上を占める。また、初発型非行（万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領）の検挙人員は、減少傾向にある（第3-13図、第3-14図、第3-15図）。

刑法犯少年の非行については、14～20時の時間帯が40.9%、また、所有・消費目的によるものが61.4%となっている（第3-16図）。

第3-12図 刑法犯少年等の検挙・補導人員

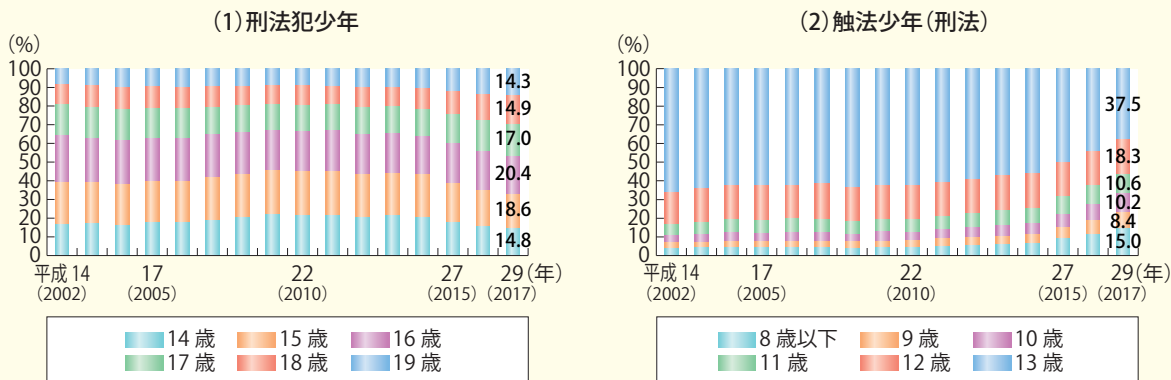
- ◆刑法犯少年の検挙人員、触法少年（刑法）の補導人員、ぐ犯少年の補導人員は、いずれも減少傾向。特別法犯少年の送致人員、触法少年（特別法）の補導人員も減少している。
- ◆刑法犯少年の検挙人員について、人口比も減少しているが、成人の人口比と比べると依然として高い。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」  
 (注) 人口比とは、当該年齢層の人口1,000人当たりの人員数（触法少年については10歳～13歳の人口で算出）。

第3-13図 刑法犯少年等の検挙・補導人員（年齢構成別割合）

- ◆年齢別にみると、触法少年（刑法）では、13歳が最も多いものの、12歳以下の占める割合が上昇傾向にある。



(出典) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」